

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：四国化工機株式会社

住所：東京都中央区日本橋人形町二丁目 26 番 5 号

2. 指名停止措置期間 自 令和 5 年 6 月 9 日 1 ヶ月

至 令和 5 年 7 月 8 日

3. 事実概要

四国化工機株式会社は、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と軽微ではない工事について下請契約を繰り返し締結した。また、そのうち 1 件の工事において同法第 16 条第 1 項の規定に違反して、同法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる区分による許可を受けずに下請代金の額が建設業法施行令第 2 条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。さらに、同法第 26 条第 2 項の規定に違反して、当該工事現場において監理技術者を設置しなかった。

このことが、建設業法第 28 条第 3 項に該当するとして、令和 5 年 3 月 28 日、東京都知事より監督処分(営業停止命令)を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 13 号に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 13 号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564